

(写)

3 三 総 政 第 79 号

令和 3 年 5 月 21 日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 3 年第 2 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第23号 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

議案第24号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事請負契約の締結について

議案第26号 「三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備工事に伴うボックスカルバート撤去工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について

議案第27号 令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 23 号

三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 28 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

(三鷹市市税条例の一部改正)

第1条 三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第25条第1号中「扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える。

第27条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の右に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第29条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の右に「及び第36条の8第3項」を加える。

第29条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第36条の7第1項第1号中「次条第2項及び」の右に「第3項並びに」を加える。

第36条の8に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、

当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第5条の4第1項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「法附則第15条第30項第1号イ」を「法附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「法附則第15条第30項第1号ロ」を「法附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「法附則第15条第30項第1号ハ」を「法附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「法附則第15条第30項第1号ニ」を「法附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「法附則第15条第30項第2号イ」を「法附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「法附則第15条第30項第2号ロ」を「法附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「法附則第15条第30項第2号ハ」を「法附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「法附則第15条第30項第3号イ」を「法附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第30項第3号ロ」を「法附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第30項第3号ハ」を「法附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同条第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第15条の2第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成

31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第18条の14中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで」を「第10項、第15項か

ら第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで」に改める。

附則第27条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条 三鷹市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

- 15 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(三鷹市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年三鷹市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、三鷹市市税条例第33条の6第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第33条の8第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の右に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第34条の2の改正規定中「第34条の2第4項」を「第34条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第5条の2の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第5条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三鷹市市税条例第27条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条

の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中三鷹市市税条例第17条第2項、第25条第1号及び第29条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の4第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日

(3) 第2条の規定 規則で定める日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の三鷹市市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第27条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律

第226号) 附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。)をした同項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税関係について住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長等を行うとともに、固定資産税関係について浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る地域決定型地方税制特例措置を創設し、軽自動車税関係について種別割のグリーン化特例の延長等を行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 24 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 28 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削り、同表6の項から26の項までを1項ずつ繰り上げ、同表27の項中「28の項」を「27の項」に改め、同項を同表26の項とし、同表28の項を同表27の項とし、同表29の項を同表28の項とし、同表備考中「12の項」を「11の項」に改める。

別表第2の104の項中

「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	12万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	16万円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	20万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以	

内のもの	12万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	16万円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	20万円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	12万6,000円
(オ) 建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	16万円
(カ) 建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	20万円

」

を
「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以	

内のもの	12万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	16万円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	20万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	12万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	16万円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	20万円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	

	12万6,000円
(カ) 建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	16万円
(キ) 建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	20万円

」

に改め、

「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	10万9,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	18万円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	28万円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	35万9,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	42万9,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	50万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	24万2,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	38万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	54万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	

	67万円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	78万9,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	90万円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	
	24万2,000円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	38万4,000円
(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	54万6,000円
(エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	67万円
(オ) 建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	78万9,000円
(カ) 建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	90万円

」

を
「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	10万9,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	13万8,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	18万円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	28万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	

	35万9,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	42万9,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	50万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	24万2,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	30万円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	38万4,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	54万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	67万円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	78万9,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	90万円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	
	24万2,000円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	30万円
(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	38万4,000円
(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	54万6,000円
(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	67万円

(カ) 建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	78万9,000円
(キ) 建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	90万円

に改める。

別表第2の105の項中

「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	8万8,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	14万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以	

内のもの	8 万8, 000円
(e) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万5, 000平方メートル以内のもの	11万2, 000円
(f) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートルを超えるもの	14万円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6, 500円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	1 万8, 000円
(ウ) 建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	5 万6, 000円
(エ) 建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	8 万8, 000円
(オ) 建築物の延べ面積が 1 万平方メートルを超え 2 万5, 000平方メートル以内のもの	11万2, 000円
(カ) 建築物の延べ面積が 2 万5, 000平方メートルを超えるもの	14万円

を
「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6, 500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの	1 万1, 000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	1 万8, 000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	5 万6, 000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え 1 万平方メートル以	

内のもの

8 万8, 000円

(f) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万5, 000平方メートル以内のもの

11万2, 000円

(g) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートルを超えるもの

14万円

c 非住宅の部分

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

6, 500円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの

1 万1, 000円

(c) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの

1 万8, 000円

(d) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの

5 万6, 000円

(e) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの

8 万8, 000円

(f) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万5, 000平方メートル以内のもの

11万2, 000円

(g) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートルを超えるもの

14万円

ウ ア及びイ以外の建築物

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの

6, 500円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの

1 万1, 000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの

1 万8, 000円

(エ) 建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの

5 万6, 000円

(オ) 建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの

	8 万8, 000円
(カ) 建築物の延べ面積が 1 万平方メートルを超え 2 万5, 000平方メートル以内のもの	
	11万2, 000円
(キ) 建築物の延べ面積が 2 万5, 000平方メートルを超えるもの	
	14万円

」

に改め、

「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	5 万7, 000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	
	9 万6, 000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	
	15万6, 000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	
	20万5, 000円
(e) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万5, 000平方メートル以内のもの	
	24万7, 000円
(f) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートルを超えるもの	
	29万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	12万3, 000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	
	19万8, 000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	
	29万円
(d) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	

	36万1,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	42万7,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	49万1,000円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	
	12万3,000円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	19万8,000円
(ウ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	29万円
(エ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	36万1,000円
(オ) 建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	42万7,000円
(カ) 建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	49万1,000円

」

を
「

b 共用廊下等の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	5万7,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	7万2,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	9万6,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	15万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	

	20万5,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	24万7,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	29万円
c 非住宅の部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	
	12万3,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	15万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	19万8,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	29万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	36万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	
	42万7,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	49万1,000円
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	
	12万3,000円
(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	15万4,000円
(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	19万8,000円
(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	29万円
(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	
	36万1,000円

(カ) 建築物の延べ面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの	42万7,000円
(キ) 建築物の延べ面積が2万5,000平方メートルを超えるもの	49万1,000円

に改める。

別表第2の117の項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
エ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
オ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円

を
「

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
オ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
カ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円

に改め、

「

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から122の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項から122の項までにおいて「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項から122の項までにおいて「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項から122の項まで（121の項を除く。）において同じ。）による場合	
（ア） 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
（イ） 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
（ウ） 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円
（エ） 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
（オ） 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円
イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この項から122の項まで（121の項を除く。）において同じ。）による場合	
（ア） 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円
（イ） 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
（ウ） 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円

を
「

(エ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

76万3,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

87万1,000円

」

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下119の項から122の項並びに備考2及び備考3において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項から122の項までにおいて「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、121の項及び122の項において同じ。）による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

11万700円

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

14万5,700円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

23万5,700円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

30万9,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

37万1,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

43万5,000円

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、121の項及び122の項において同じ。）による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

28万4,400円

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

もの	36万7,100円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
(オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
(カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円

に改める。

別表第2の118の項中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、
「

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円
イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円
ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円
エ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万3,000円
オ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万1,000円

を

「

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円
イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	

	1 万9, 100円
ウ 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	5 万6, 400円
エ 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	9 万円
オ 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万5, 000平方メートル未満のもの	11万3, 000円
カ 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートル以上のもの	14万1, 000円

に改め、

「

ア モデル建物法による場合	
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	10万2, 100円
(イ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	16万5, 100円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	21万6, 000円
(エ) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万5, 000平方メートル未満のもの	26万円
(オ) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートル以上のもの	30万5, 000円
イ 標準入力法等による場合	
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	25万7, 100円
(イ) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	36万6, 700円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	

を
「

	45万3,000円
(エ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	53万5,000円
(オ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	61万円

」

ア モデル建物法による場合	
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	7万7,600円
(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	10万2,100円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	16万5,100円
(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	21万6,000円
(オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	26万円
(カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	30万5,000円
イ 標準入力法等による場合	
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	19万9,200円
(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	25万7,100円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	36万6,700円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円
(オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円
(カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円

」

に改める。

別表第2の119の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、

「

b 非住宅部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円

」

を

「

b 非住宅部分	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	

	9,700円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	1万6,700円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	2万7,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	8万400円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	12万8,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	16万1,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	20万1,000円

に改め、

「

b 非住宅部分でモデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	8万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	14万5,700円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	23万5,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	30万9,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	37万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	

	43万5,000円
c 非住宅部分で標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円

」

を
「

b 非住宅部分でモデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	

のもの	30万9,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円
c 非住宅部分で標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算出した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28万4,400円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円

」

に改める。

別表第2の120の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、

「

を
「

b 非住宅部分

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

6,900円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1万9,100円

- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

5万6,400円

- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

9万円

- (e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

11万3,000円

- (f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

14万1,000円

」

b 非住宅部分

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

6,900円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

1万1,800円

- (c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

1万9,100円

- (d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

5万6,400円

- (e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

9万円

- (f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

	11万3,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	14万1,000円

に改め、

「

b 非住宅部分でモデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万1,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
c 非住宅部分で標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15万9,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万6,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	

を
「

	53万5,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	61万円

b 非住宅部分でモデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万1,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
c 非住宅部分で標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15万9,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	

	36万6,700円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	45万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	53万5,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	61万円

に改める。

別表第2の121の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、

(イ) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	9,700円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	2万7,100円
c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	8万400円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	12万8,000円
e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	16万1,000円
f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	20万1,000円

を
「

(イ) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	9,700円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円

に改め、

「

(イ) 非住宅部分	
a モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	

	43万5,000円
b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	22万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36万7,100円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52万3,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	64万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	76万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円

を
「

(イ) 非住宅部分	
a モデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11万700円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	

	30万9,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	37万1,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	43万5,000円
b 標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	22万7,100円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	28万4,400円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	36万7,100円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	52万3,700円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	64万6,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	76万3,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	87万1,000円

」

に改める。

別表第2の122の項中

「

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	1万9,100円
イ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	5万6,400円
ウ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	

	9万円
エ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	11万3,000円
オ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	14万1,000円

を
「

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	1万1,800円
イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	1万9,100円
ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	5万6,400円
エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	9万円
オ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	11万3,000円
カ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	14万1,000円

に改め、
「

ア モデル建物法による場合	
(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	10万2,100円
(イ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	16万5,100円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	21万6,000円

(エ)	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未満のもの	26万円
(オ)	当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	30万 5, 000円
イ 標準入力法等による場合		
(ア)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	25万 7, 100円
(イ)	当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	36万 6, 700円
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	45万 3, 000円
(エ)	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未満のもの	53万 5, 000円
(オ)	当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	61万円

」

を
「

ア モデル建物法による場合		
(ア)	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	7 万 7, 600円
(イ)	当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	10万 2, 100円
(ウ)	当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	16万 5, 100円
(エ)	当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	21万 6, 000円
(オ)	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未	

満のもの	26万円
(カ) 当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	30 万 5, 000 円
イ 標準入力法等による場合	
(ア) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	19 万 9, 200 円
(イ) 当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	25 万 7, 100 円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	36 万 6, 700 円
(エ) 当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	45 万 3, 000 円
(オ) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未満のもの	53 万 5, 000 円
(カ) 当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	61 万円

」

に改める。

別表第 2 の備考を備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

- 2 省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の 117 の項 (2) のイ、118 の項 (2) のイ、121 の項 (2) のイの (イ) の b 又は 122 の項 (2) のイに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれこの表の119の項(2)のイの(イ)のc又は120の項(2)のイの(イ)のcに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能適合性判定等について中規模の非住宅部分等の面積区分を分割して手数料を引き下げるとともに、評価方法に国土交通大臣が認める方法を追加するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するため、本案を提出します。

議案第 25 号

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年5月28日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事請負契約の締結について

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的
三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額
1億6,500万円
- 4 契約の相手方
東京都三鷹市牟礼一丁目5番15号
桂・三友建設共同企業体
代表者 桂建設株式会社
代表取締役 定池 伸
構成員 株式会社三友建設
代表取締役 石田 武士

提案理由

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹市立第五小学校大規模改修Ⅰ期工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市井の頭二丁目 34 番 21 号

(2) 工事内容

ア 西校舎棟

- (ア) 外壁及び屋上の改修
- (イ) 床仕上げ改修
- (ウ) 教室の出入口引戸の改修
- (エ) 照明器具のＬＥＤ化
- (オ) 防災設備の改修

(3) 工期

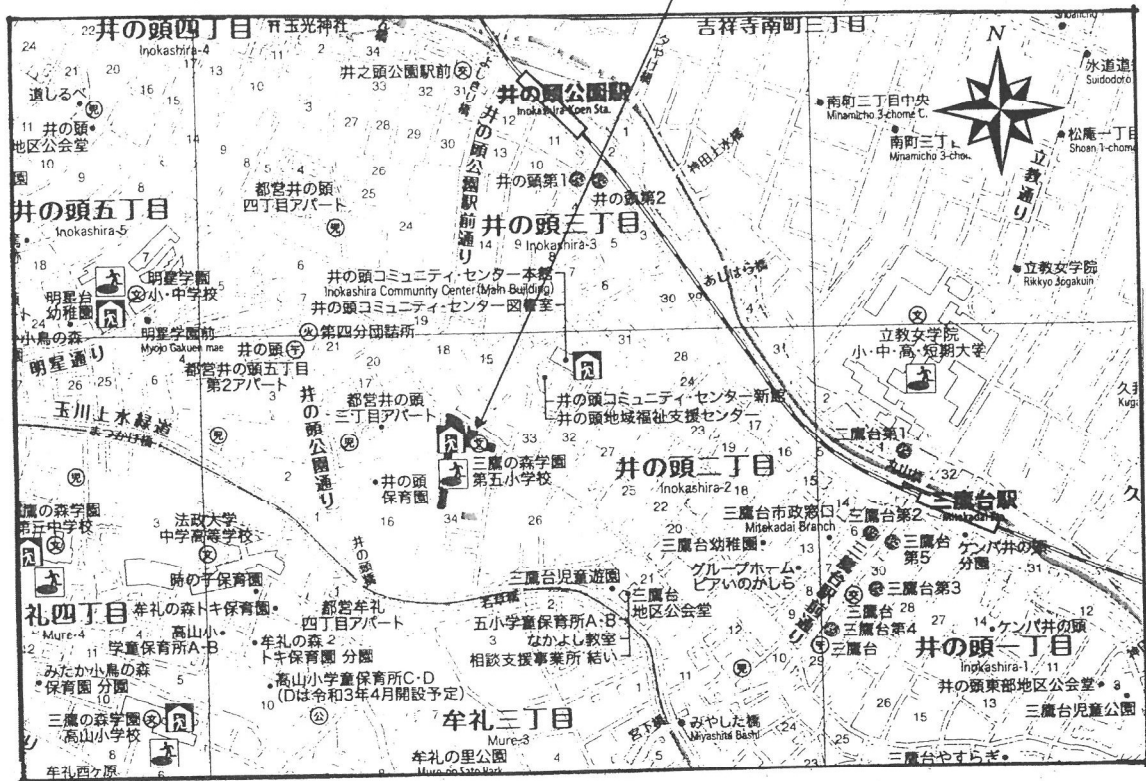
契約確定日の翌日から令和３年 11 月 30 日まで

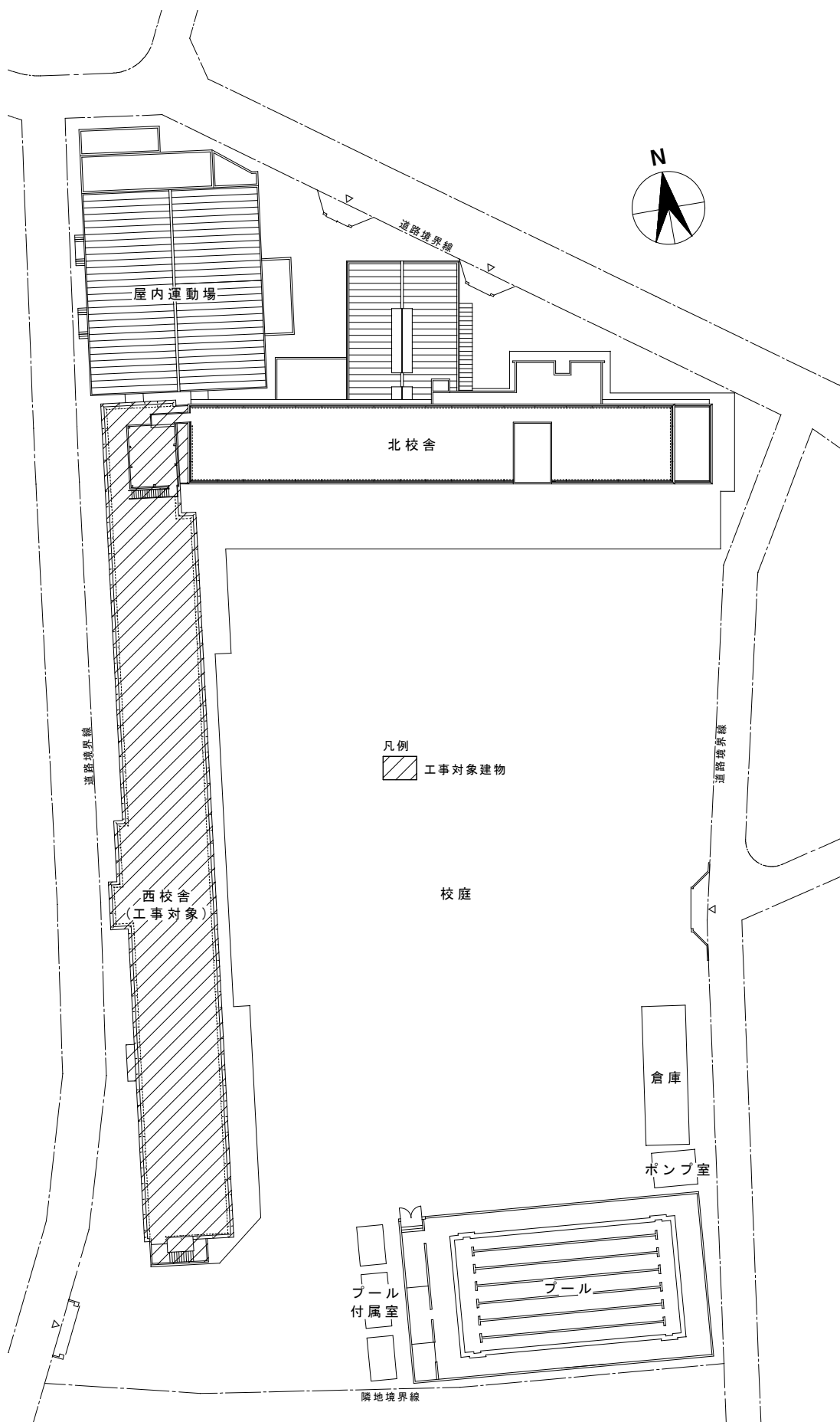
2 案内図、配置図、各階平面図、立面図

別紙のとおり

案内図

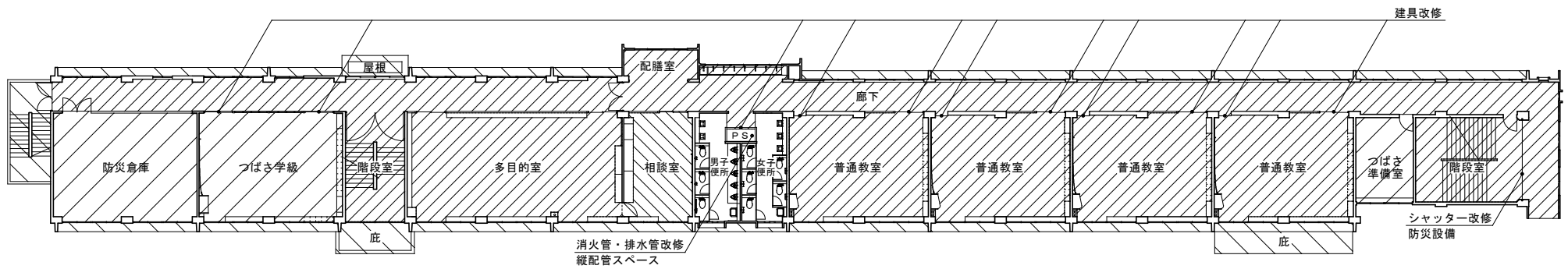
三鷹市立第五小学校





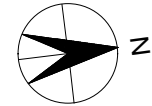
配置図

2 階 平 面 図

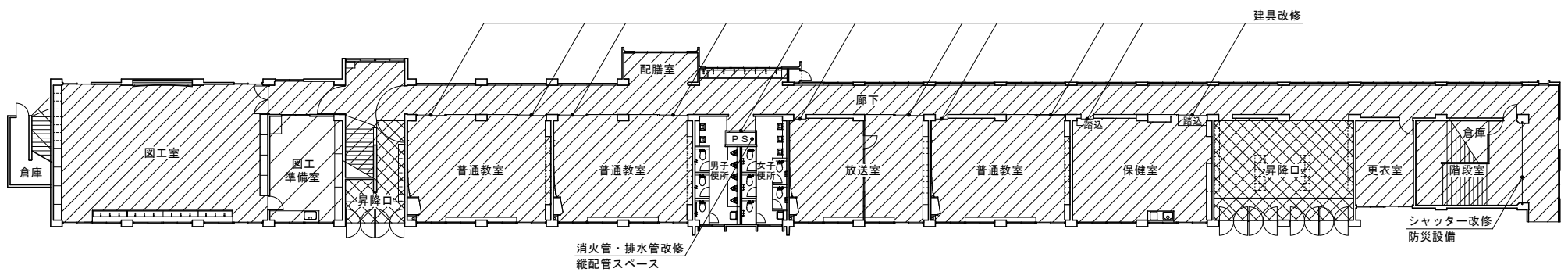


凡例

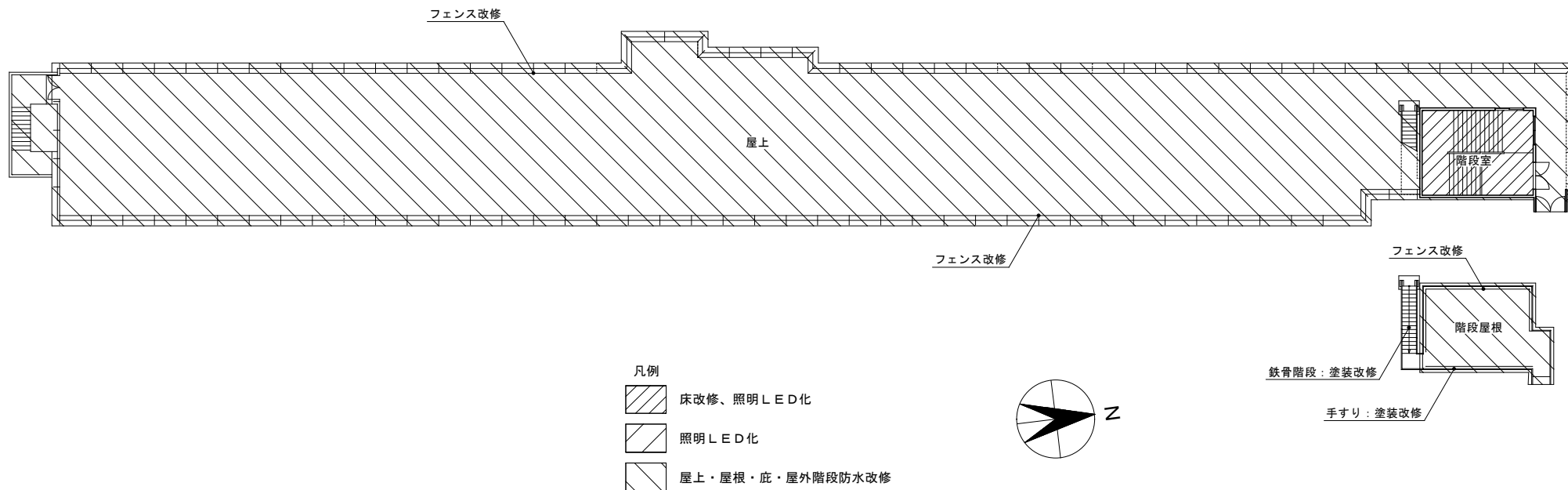
-  床改修、壁・天井塗装、照明LED化
-  床改修、照明LED化
-  床改修
-  照明LED化
-  屋根・庇・屋外階段防水改修



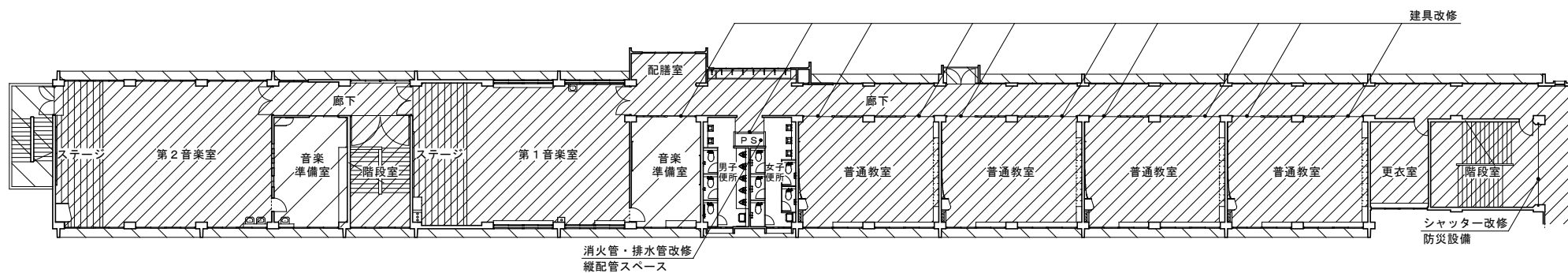
1 階 平 面 図

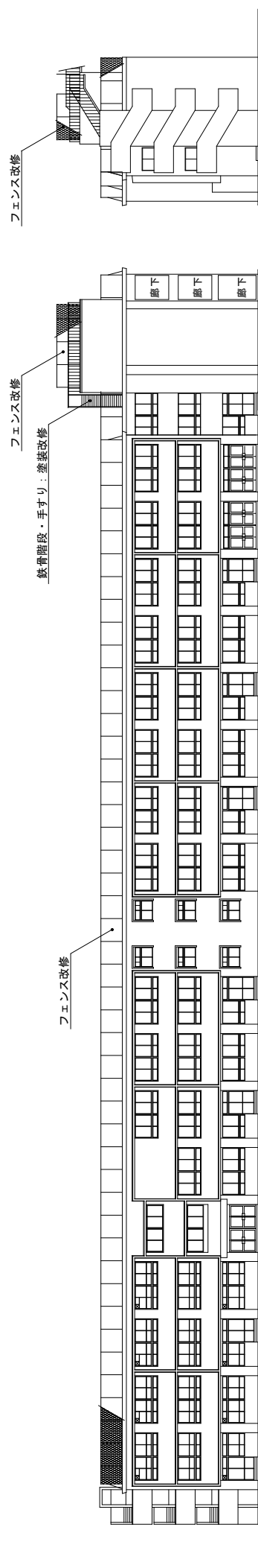


屋上平面図



3階平面図



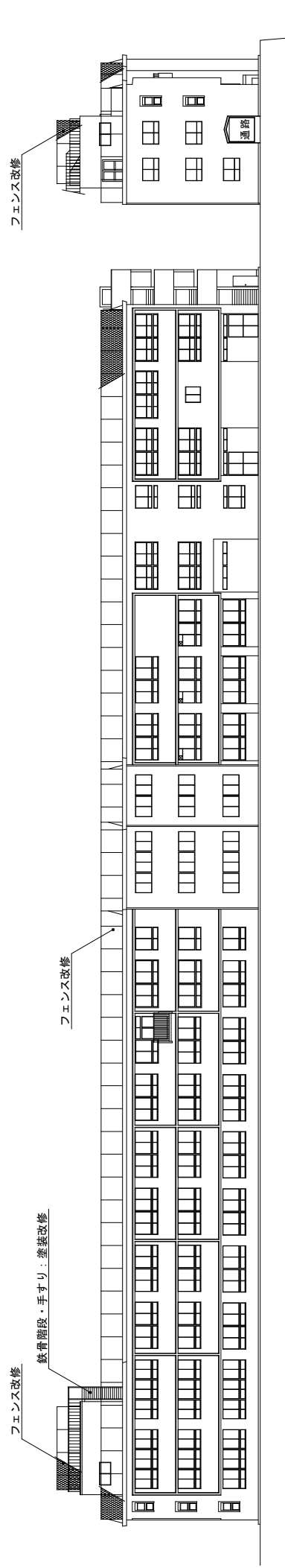


南立面図

外壁改修：全面

東立面図

外壁改修：全面



北立面図

外壁改修：全面

西立面図

外壁改修：全面

議案第 26 号

「三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備工事に伴うボックスカルバート撤去工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 28 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

「三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備工事に伴うボックスカルバート撤去工事請負契約の締結について」に係る契約の金額の変更について

令和元年12月20日に議会の議決を得た「三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備工事に伴うボックスカルバート撤去工事請負契約の締結について」に係る契約の金額を、次のとおり変更する。

契約の金額 2 億1,914万7,500円
(既定額 1 億4,993万円)

提案理由

契約の金額を増額するため、本案を提出します。

参考資料

三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）電線共同溝整備工事に伴うボックスカルバート撤去工事請負契約の金額の算出基礎

既定額	1 億4,993万円 ①
変更後の契約の金額 (不明支障埋設物撤去等による増額)	2 億1,914万7,500円 ②
差引増額 (②－①)	6,921万7,500円

議案第 27 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 5 月 28 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝